

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市営住宅の使用者の資格の範囲を拡大するため。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる条件を具備しているものでなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>があること。</p> <p>(3) 収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>いずれかに</u>該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ……略……</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる条件を具備しているものでなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下<u>この条において</u>同じ。）があること。</p> <p>(3) 収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>一に</u>該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ……略……</p>

(4) ……略……

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。この場合において、第2号に掲げる親族又はパートナーシップ関係の相手方についても同様であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第2号の定めにかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。

(1)～(8) ……略……

3 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(4) ……略……

4 ……略……

（使用予定者の決定等）

第8条 市長は、市営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽選により市営住宅の使用予定者（以下この章において「使用予定者」という。）を決定する。

(1) ……略……

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居することができない者

(3)～(6) ……略……

2～4 ……略……

(4) ……略……

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。この場合において、第2号に掲げる親族についても同様であること。

2 次の各号の一に該当する者は、前項第2号の定めにかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) ……略……

3 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号の一に該当する場合とする。

(1)～(4) ……略……

4 ……略……

（使用予定者の決定等）

第8条 市長は、市営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号の一に該当する者のうちから抽選により市営住宅の使用予定者（以下この章において「使用予定者」という。）を決定する。

(1) ……略……

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3)～(6) ……略……

2～4 ……略……

(公募の例外)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで市営住宅の使用を許可することができる。

(1)～(8) ……略……

(使用料の減免及び徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより市営住宅の使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)～(4) ……略……

2及び3 ……略……

(許可事項及び届出事項)

第23条 市営住宅の利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(住宅の変更)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用する市営住宅の変更を許可することができる。

(1)及び(2) ……略……

(高額所得者に対する明渡請求等)

第32条 ……略……

2及び3 ……略……

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者からの申出により明渡しの期限を延長し、又は明渡しの請求を取り消すことができる。

(公募の例外)

第10条 市長は、次の各号の一に掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで市営住宅の使用を許可することができる。

(1)～(8) ……略……

(使用料の減免及び徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、規則で定めるところにより市営住宅の使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(1)～(4) ……略……

2及び3 ……略……

(許可事項及び届出事項)

第23条 市営住宅の利用者は、次の各号の一に該当する場合には、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(住宅の変更)

第26条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、使用する市営住宅の変更を許可することができる。

(1)及び(2) ……略……

(高額所得者に対する明渡請求等)

第32条 ……略……

2及び3 ……略……

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者が次の各号の二に該当する場合には、その者からの申出により明渡しの期限を延長し、又は明渡しの請求を取り消すことができる。

<p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(建替事業等に係る使用料の特例)</p> <p>第39条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において、新たに使用を許可された市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第30条第2項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び令第16条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第40条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、市営住宅の使用者に対し、使用許可を取り消し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(8) ……略……</p> <p>2～6 ……略……</p> <p>(駐車料の変更)</p> <p>第48条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、駐車料を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第49条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、駐車場の使用者に対し、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(建替事業等に係る使用料の特例)</p> <p>第39条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合において、新たに使用を許可された市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第30条第2項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び令第16条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第40条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、市営住宅の使用者に対し、使用許可を取り消し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(8) ……略……</p> <p>2～6 ……略……</p> <p>(駐車料の変更)</p> <p>第48条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、駐車料を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第49条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、駐車場の使用者に対し、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p> <p>2 ……略……</p>
---	---

この条例は、公布の日から施行する。